

宮崎市規則第31号

宮崎市動物との共生に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市動物との共生に関する条例（令和3年条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(多数の犬又は猫の飼養に係る届出を要しない者)

第3条 条例第9条第1項に規定する別に定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を設置する者
- (3) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定による許可を受けた者
- (4) 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設を開設した者
- (5) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第15条第1項の規定による指定を受けた法人
- (6) 試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために犬又は猫を飼養し、又は保管している者

(多数の犬又は猫の飼養に係る届出)

第4条 条例第9条第1項第3号の市長が必要と認める事項は、飼養する犬又は猫の数及び性別とし、同項の規定による届出は、多数飼養届（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第9条第2項の規定による届出は、多数飼養変更届（様式第2号）により行わなければならない。

(身分証明書)

第5条 条例第14条第2項の証明書は、身分証明書（様式第3号）によるものとする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

多数飼養届

年 月 日

宮崎市長 殿

届出者 住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

宮崎市動物との共生に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

犬又は猫を飼養する自宅等の 所在地			
飼養する犬又は猫の数及び 性別	犬	頭（雄	頭・雌 頭）
	猫	頭（雄	頭・雌 頭）
	合計	頭	

様式第2号（第4条関係）

多数飼養変更届

年 月 日

宮崎市長 殿

届出者 住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

宮崎市動物との共生に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

（表）

第 号	
身分証明書	
（写真貼付）	所 属 職 氏 名 生年月日
<p>上記の者は、宮崎市動物との共生に関する条例第14条第1項の規定による立入調査等を行う職員であることを証明する。</p>	
年 月 日	
宮崎市長 印	

（裏）

宮崎市動物との共生に関する条例（抜粋）
（立入調査等）
第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に自宅等その他関係のある場所に立ち入らせ、動物の飼養又は飼い主のいない猫に対する給餌の状況を調査させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（過料）
第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
（1） 第13条第2項の規定による命令に違反した者
（2） 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。